

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3211802号
(U3211802)

(45) 発行日 平成29年8月3日(2017.8.3)

(24) 登録日 平成29年7月12日(2017.7.12)

(51) Int.Cl. F 1
B 6 5 D 33/00 (2006.01) B 6 5 D 33/00 Z

評価書の請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号 実願2017-2339 (U2017-2339)
 (22) 出願日 平成29年5月25日(2017.5.25)

(73) 実用新案権者 517185171
 弘田 和世
 東京都中野区沼袋1-10-13
 (74) 代理人 100126000
 弁理士 岩池 満
 (74) 代理人 100154748
 弁理士 菅沼 和弘
 (72) 考案者 弘田 和世
 東京都中野区沼袋1-10-13

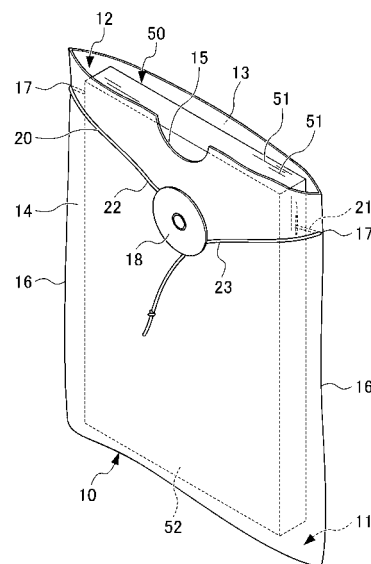
(54) 【考案の名称】 袋状ケース

(57) 【要約】

【課題】被収納物を挿し込んだ状態に収納するケース本体を備え、被収納物のほぼ全体をケース本体から引き出せるようにした袋状ケースを提供する。

【解決手段】本考案に係る袋状ケースは、開口部12を有し、開口部12からメモ帳50が挿し込まれるケース本体10と、ケース本体10内に収納されたメモ帳50のほぼ全体をケース本体10から引き出すことが可能なようにケース本体10に付属した紐状体20と、を備えている。紐状体20は、ケース本体10内に収納されたメモ帳50を引っ掛ける中間部21と、ケース本体10に係止される両側の端部22, 23とを備えている。

【選択図】 図1



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

開口部を有し、当該開口部から被収納物が挿し込まれるケース本体と、前記ケース本体内に収納された前記被収納物のほぼ全体を前記ケース本体から引き出すことが可能なように前記ケース本体に付属したストッパー部材と、を備える袋状ケース。

【請求項 2】

前記ストッパー部材は、前記ケース本体内に収納された前記被収納物を引っ掛ける中間部と、前記ケース本体に固定される一方の端部と、前記ケース本体又は前記一方の端部に固定する他方の端部とを備えた紐状体である請求項 1 に記載の袋状ケース。

10

【請求項 3】

前記ケース本体は、前記ストッパー部材を挿通する一对の挿通孔を前記開口部側に備えている請求項 2 に記載の袋状ケース。

【請求項 4】

前記ストッパー部材は、前記ケース本体内に収納された前記被収納物が前記ケース本体外に引き抜けない長さを有している請求項 2 又は 3 に記載の袋状ケース。

【請求項 5】

前記ストッパー部材は、前記ケース本体内に収納された前記被収納物が前記ケース本体外に引き抜ける長さを有している請求項 2 又は 3 に記載の袋状ケース。

【請求項 6】

前記ケース本体は、前記ストッパー部材の一方の端部を固定し、前記ストッパー部材の他方の端部が巻き付けられる紐掛け部を備えている請求項 5 に記載の袋状ケース。

20

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本考案は、被収納物を挿し込んだ状態に収納する袋状ケースに関する。

【背景技術】

【0002】

従来より、種々の袋状ケースが提供されている。袋状ケースの一例として、特許文献 1 には、四角形状のシート体を二つ折りにした内層体と、この内層体を挿し込むように収納する正面視四角形袋状の外層体とを備えたカードケースが記載されている。外層体の底側と両側の三辺は、封止されている。外層体の上側の一辺は、開口部とされている。内層体の一方の端部は、外層体の開口部から突出し、摘み部とされている。内層体の他方の端部は、外層体の正面部の裏面に接着されている。

30

【0003】

このようなカードケースにあっては、1 枚以上のカードを挟んだ状態の内層体が外層体内に挿し込まれることで、カードを保管することができる。このようにカードを保管した状態において、内層体の折目は、外層体の底側に位置している。カードをカードケースから取り出すときは、内層体の摘み部を外層体の開口部から離れる方向に引っ張る。そうすると、内層体の折目が外層体の底側から開口部側へ移動し、カードが外層体の開口部から突出する。したがって、このカードケースは、カードを抜き取りやすいものとなっている。

40

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献 1】特開 2006 - 110967 号公報

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

50

【 0 0 0 5 】

上記従来のカードケースは、カードを抜き取る際に、内層体の摘み部が引っ張られることで、内層体の折目が外層体の底側から開口部側へ移動する。内層体の折目が外層体の開口部に近づきすぎると、カードが外層体から零れ落ちてしまう。したがって、従来のカードケースは、内層体の折目が外層体の奥側と中間部との間で移動するようになっている。しかし、このようなカードケースにあつては、メモ帳のような被収納物を、完全に収納した状態からほぼ全体を引き出した状態に変更可能な袋状ケースとして使用することができない。

【 0 0 0 6 】

本考案は、被収納物を挿し込んだ状態に収納するケース本体を備え、被収納物のほぼ全体をケース本体から引き出すこともできるようにした袋状ケースを提供することを課題とする。

10

【課題を解決するための手段】

【 0 0 0 7 】

本考案に係る袋状ケースは、開口部を有し、当該開口部から被収納物が挿し込まれるケース本体と、前記ケース本体内に収納された前記被収納物のほぼ全体を前記ケース本体から引き出すことが可能なように前記ケース本体に付属したストッパー部材と、を備えている。

【 0 0 0 8 】

この袋状ケースによれば、被収納物がケース本体内に挿し込まれることで、被収納物を保管することができる。被収納物を使用するときは、被収納物をケース本体内から引き出す。ただし、被収納物は、ストッパー部材に規制され、ケース本体内から完全に引き抜かれることなく、ほぼ全体が引き出されるようにして使用することができる。

20

【 0 0 0 9 】

前記本考案に係る袋状ケースの一態様として、前記ストッパー部材は、前記ケース本体内に収納された前記被収納物を引っ掛ける中間部と、前記ケース本体に固定される一方の端部と、前記ケース本体又は前記一方の端部に固定する他方の端部とを備えた紐状体であることが好ましい。

【 0 0 1 0 】

被収納物が例えば綴目を有する冊子などの場合に、紐状体であるストッパー部材の中間部が冊子である被収納物に挟まれるようにする。冊子である被収納物がケース本体内に収納された状態から引き出されると、冊子である被収納物の綴目がストッパー部材の中間部に当たることで、冊子である被収納物はケース本体から引き抜かれることがない。

30

【 0 0 1 1 】

前記本考案に係る袋状ケースの一態様において、前記ケース本体は、前記ストッパー部材を挿通する一对の挿通孔を前記開口部側に備えていることが好ましい。

【 0 0 1 2 】

この袋状ケースによれば、紐状体であるストッパー部材がケース本体に備えられた一对の挿通孔を挿通することで、ストッパー部材の両方の端部がケース本体の外側に出され、ストッパー部材の中間部がケース本体の内部で架け渡された状態となる。

40

【 0 0 1 3 】

前記本考案に係る袋状ケースの他態様として、前記ストッパー部材は、前記ケース本体内に収納された前記被収納物が前記ケース本体外に引き抜けない長さを有していてもよい。

【 0 0 1 4 】

この袋状ケースによれば、紐状体であるストッパー部材が被収納物をケース本体外に引き抜けない長さとしてされることで、被収納物のほぼ全体をケース本体から引き出して使用する態様に特定することができる。

【 0 0 1 5 】

前記本考案に係る袋状ケースの異なる他態様として、前記ストッパー部材は、前記ケー

50

ス本体内に収納された前記被収納物が前記ケース本体外に引き抜ける長さを有していてもよい。

【0016】

この袋状ケースによれば、紐状体であるストッパー部材が被収納物を規制する中間部の長さを調整することができる。ストッパー部材の中間部を短くしたときは、被収納物をケース本体から引き抜けないようにすることができる。ストッパー部材の中間部を長くしたときは、被収納物をケース本体から完全に引き抜くことができる。

【0017】

前記本考案に係る前記異なる他態様の袋状ケースにおいて、前記ケース本体は、前記ストッパー部材の一方の端部を固定し、前記ストッパー部材の他方の端部が巻き付けられる紐掛け部を備えていてもよい。

10

【0018】

この袋状ケースによれば、ケース本体が紐状体であるストッパー部材の一方の端部を固定した紐掛け部を備えていることにより、紐状体であるストッパー部材の他方の端部を紐掛け部に巻き付けるだけで、他方の端部を容易に固定したり外したりすることで、紐状体であるストッパー部材の中間部を所望の長さに調整することができる。

【考案の効果】

【0019】

本考案によれば、被収納物を挿し込んだ状態に収納するケース本体を備え、被収納物のほぼ全体をケース本体から引き出すこともできるようにした袋状ケースを提供することができる。

20

【図面の簡単な説明】

【0020】

【図1】本考案に係る袋状ケースの一実施形態であって、被収納物がケース本体内に収納されている状態を示す斜視図である。

【図2】本考案に係る袋状ケースの一実施形態であって、被収納物がケース本体内に収納されている状態を示す断面正面図である。

【図3】本考案に係る袋状ケースの一実施形態であって、被収納物がケース本体から引き出されている状態を示す斜視図である。

【図4】本考案に係る袋状ケースの一実施形態であって、被収納物がケース本体から引き出されている状態を示す断面正面図である。

30

【考案を実施するための形態】

【0021】

以下、本考案の一実施形態について図1乃至図4を参照しながら説明する。この一実施形態に係る袋状ケースは、ケース本体10とストッパー部材としての紐状体20とを備えている。

【0022】

紐状体20は、ケース本体10内に収納された被収納物50がケース本体10からほぼ全体が引き出せるようにする。被収納物50としては、メモ帳を一例に挙げて以下説明する。メモ帳50は、複数枚の紙51, 51...を重ね合わせ、一端側を綴目52によって留めたものであり、多種類の中から任意のものが選択される。メモ帳50は、綴目52がケース本体10内の奥側11に位置するように収納される。

40

【0023】

紐状体20としては、例えば紐や柔軟なワイヤー、極細の鎖などが用いられる。この紐状体20は、メモ帳50に挟まれる、すなわち、重なった紙51と紙51との間に挟まれる中間部21と、ケース本体10に固定される一方の端部22と、ケース本体10又は一方の端部22に固定する他方の端部23とを備えている。

【0024】

ケース本体10は、開口部12と、一对の挿通孔17, 17と、紐掛け部18とを有している。ケース本体10は、開口部12からメモ帳50を挿し込むようにして収納する。

50

ケース本体 10 は、例えば、布地状のシート体によって形成された四角形状の正面部 13 と四角形状の背面部 14 とを有している。背面部 14 の開口部 12 側端縁の中心部 15 は、メモ帳 50 を摘みやすいように円弧状に切り欠かれている。紐掛け部 18 は、背面部 14 の開口部 12 付近に備えられ、紐状体 20 の一方の端部 22 を固定し、他方の端部 23 が巻き付けられる。

【0025】

ケース本体 10 は、1枚のシート体を折り曲げて正面部 13 と背面部 14 の両側縁 16, 16 に折目を設けたものとしてもよいし、図示しないが襷(まち)を設けたものとしてもよい。折目を設けたケース本体 10 は、正面部 13 と背面部 14 の各裏面が重なる状態となるが、収納するメモ帳 50 の厚さや幅に応じて、正面部 13 と背面部 14 の両裏面が離れて、メモ帳 50 を収納することができるようにされている。

10

【0026】

一对の挿通孔 17, 17 は、ケース本体 10 の開口部 12 付近の両側縁 16, 16 に形成され、紐状体 20 が挿通する。紐状体 20 の中間部 21 は、ケース本体 10 内に架け渡された状態となる。紐状体 20 の各端部 22, 23 は、ケース本体 10 の外側に出た状態となる。紐状体 20 の一方の端部 22 は、ケース本体 10 の背面部 14 に備えられた紐掛け部 18 に固定される。紐状体 20 の他方の端部 23 は、遊端部とされ、紐掛け部 18 に巻き付けられる。

【0027】

本実施形態における袋状ケースは、以上のように構成されている。次に、この袋状ケースの使用態様について説明する。

20

【0028】

メモ帳 50 は、図 1 及び図 2 に示すように、ケース本体 10 内に収納され、綴目 52 がケース本体 10 の奥側 11 に位置している。この状態においては、メモ帳 50 に挟まれた紐状体 20 は、中間部 21 がケース本体 10 内の開口部 12 側に位置するように、他方の端部 23 が紐掛け部 18 に巻き付けられている。

【0029】

メモ帳 50 は、図 3 及び図 4 に示すように、ケース本体 10 内から最大限引き出されると、綴目 52 が開口部 12 側に位置する。このとき、紐状体 20 の中間部 21 がメモ帳 50 の綴目 52 に当たることで、メモ帳 50 がケース本体 10 内から引き抜かれない。メモ帳 50 がケース本体 10 内から引き抜かれないことで、ケース本体 10 をポケットなどに収めなくても、メモ帳 50 を使用することができる。メモ帳 50 は、ケース本体 10 から最大限引き出されることで、メモ欄が狭くならない。

30

【0030】

この袋状ケースは、メモ帳 50 をケース本体 10 から完全に抜き出して、すなわち、引き抜いてケース本体 10 の上にメモ帳 50 を置いた状態として使用することができる。この場合は、メモ帳 50 がケース本体 10 内から引き抜かれないように紐掛け部 18 に巻き付けてある紐状体 20 の他方の端部 23 を緩め、この他方の端部 23 の先端側を紐掛け部 18 に巻き付ける。

【0031】

この場合、ケース本体 10 内の紐状体 20 の中間部 21 は、ケース本体 10 内で長くなる。メモ帳 50 がケース本体 10 内に収納された状態において、メモ帳 50 に挟まれた紐状体 20 は、ケース本体 10 の底側に位置する。メモ帳 50 がケース本体 10 内から引き出されると、紐状体 20 の中間部 21 が長いことから、メモ帳 50 はケース本体 10 内から引き抜かれ、ケース本体 10 上に置くことができる。

40

【0032】

以上、本考案の一実施形態について説明したが、本考案は、この実施形態に限定されるものではなく、本考案の課題を解決できる範囲で種々変更することができる。

【0033】

前記実施形態において、紐状体 20 の中間部 21 の長さを調整するために、ケース本体

50

10は、紐掛け部18を備えたが、紐掛け部18を備えることなく、紐状体20の一方の端部22をケース本体10に鋸や接着剤などで固定し、紐状体20の他方の端部23を紐状体20の一方の端部22に括り付けるようにしてもよい。

【0034】

また、被収納物50をケース本体10から完全に引き抜くことができるように、紐状体20は、中間部21を長くしたり短くしたりすることができる長さを有し、ケース本体10に備えられた挿通孔17, 17から挿通するようにしたが、中間部21の長さを変更する必要がない場合は、紐状体20を無端のループのようにしてもよいし、ケース本体10に挿通孔17, 17を形成せず、紐状体20の両端部22, 23をケース本体10の裏面で固定するようにしてもよい。

10

【0035】

また、被収納物50は、メモ帳50に限らず、ガイドブックのような冊子、布状のレンズクリーナや板状のフレネルレンズなどであってもよい。レンズクリーナは、二つ折りとし、折目において紐状体20を挟むようにして使用する。フレネルレンズは、ケース本体10の奥側11に入る一端縁に筒状体を付設し、この筒状体内に紐状体20を挿通して使用する。

【0036】

また、ストッパー部材は、紐状体20に替えて、ケース本体10の開口部12付近の裏面に突設した突起としてもよい。この場合は、被収納物50の奥側にも突起を設け、被収納物50が袋状ケースから引き出されたときに、袋状ケースの突起に当たることで、引き抜かれなくようにする。

20

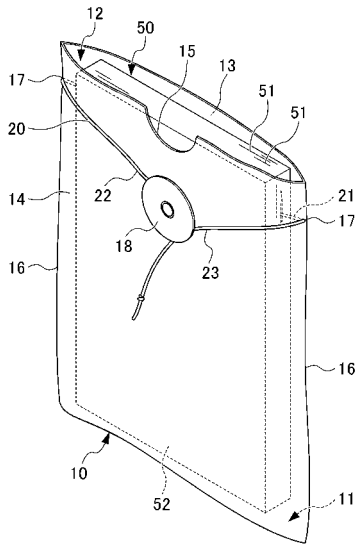
【符号の説明】

【0037】

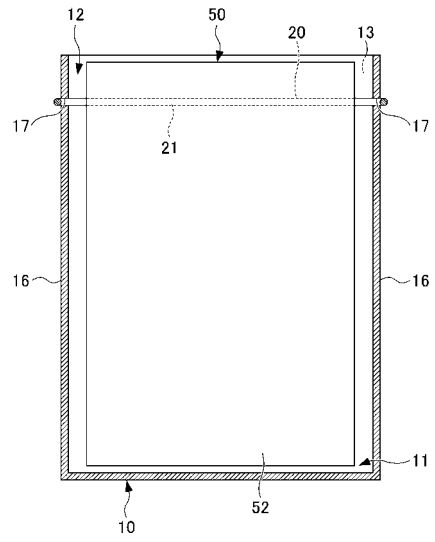
- 10 ... ケース本体
- 11 ... 奥側
- 12 ... 開口部
- 17 ... 挿通孔
- 18 ... 紐掛け部
- 20 ... ストッパー部材(紐状体)
- 21 ... 中間部
- 22 ... 一方の端部
- 23 ... 他方の端部
- 50 ... 被収納物(メモ帳)
- 52 ... 綴目

30

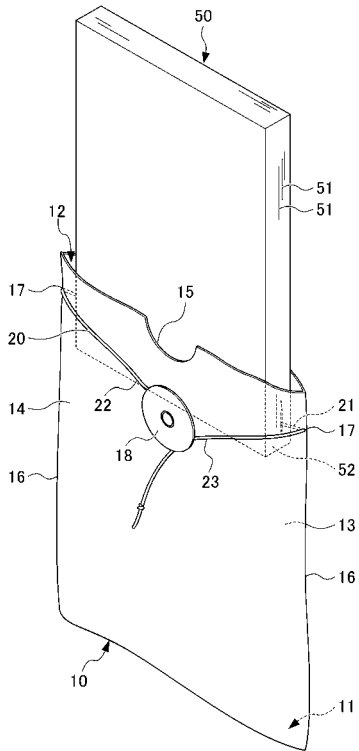
【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】



【 図 4 】

